

整理番号	20-2	事務事業名	家庭児童相談員配置事業		作成部署	保健福祉部児童家庭課	電話	内線789
事務区分	自治事務	法定受託事務	部長職名	上村弘志	課長職名	八町史郎	作成日	平成17年6月
事務事業開始年度	H9	根拠法令等	児童福祉法第18条2/北広島市家庭児童相談室設置規程					
〃 終了予定年度								
事務事業開始のきっかけ(導入当初の目的等)	平成8年9月の市制施行に合わせ、福祉事務所の家庭児童福祉に関する専門的相談指導事務の充実強化を目的として設置した。							

1 計画(プラン)

上位施策との関連(総合計画での位置付け)	章	安全で安心できるまち	(第1章)
	節	児童福祉	(第3節)
	施策	ひとり親家庭の支援・児童の健全育成	(第2・3施策)
目的(ここから成果指標を導きます)	対象(誰、又は何を)	児童(18歳未満)の非行、虐待、引きこもり等家庭だけでは解決できない問題や悩みを抱え、専門的支援を必要としている家庭とその児童及び関係機関と支援者	
	意図(何をねらっているのか、対象をどのような状態にしたいのか)	北広島市福祉事務所の家庭児童の福祉に関する相談指導業務の充実強化を図り、専門的技術を持つ専任の家庭児童相談室による相談支援活動により、要支援家庭における適正な児童養育、その他家庭の児童福祉の向上を図る。	
手段(ここから活動指標を導きます)	市が行った(行う)事務事業の具体的な実施内容(団体補助等の場合はその補助金による団体の活動内容を記載)	16年度まで	専門的知識に精通し、北広島市地域性に熟知した非常勤専任相談員1名の継続的雇用による相談業務相談窓口の広報活動(リーフレット作成配付・市広報の活用) 民生委員児童委員・主任児童委員との支援活動に援助と連絡調整 児童虐待防止連絡会議事務局として、研修会・講演会・ネットワーク会議の開催と関係機関連絡調整等児童虐待予防と早期発見、対応活動の実施
		17年度	同上 児童福祉法改正による要保護児童対策地域協議会設置に向け各関係機関調整

2 実施(ドウ)

【事業費の推移】

(単位:千円)

区 分		15年度(決算)	16年度(決算)	17年度(予算)	18年度(予定)
直接事業費	国支出金				
	道支出金				
	地方債				
	その他特財				
	一般財源	2,429	2,457	2,380	2,357
	合計	2,429	2,457	2,380	2,357
人件費(概算)	人数(年間)	0.05	0.05	0.05	0.05
	1人当り年間平均人件費	9,000	9,000	9,000	9,000
	= ×	450	450	450	450
総事業費 +		2,879	2,907	2,830	2,807

【事務事業を評価する指標(ものさし)】

指 標	指 標(算式)	指 標 値			
		15年度	16年度	17年度(目標)	18年度(目標)
活動指標 (事務事業の活動量や実績)	年間相談件数(実数)	144	111	120	120
	児童虐待相談件数	15	10		
	ネットワーク会議開催回数	8	8		
成果指標 (目的の達成度を測るものさし)	相談割合 (%) (相談件数/18歳未満人口)	1.32	1.04		
効率指標 (主要活動単位当たりコスト)	1相談当たりコスト 単位:円 (総事業費÷年間相談件数)	19,993	26,189	23,583	23,392

3 評価(チェック)と改善(アクション)

事務事業を取り巻く社会環境の変化や今後の予測・他市町村の動向等	少子化は進行し、児童家庭を巡る環境は児童虐待やDVという深刻な社会的問題となっている。児童虐待防止法及び児童福祉法の改正により平成17年度から市町村が行う業務として、児童家庭相談に関する業務や児童虐待通告への対応が明記されたことから、家庭児童相談室の相談体制の強化だけでなく、全市的な取り組みが必要とされている。管内石狩市・恵庭市については子ども課の設置を行い体制整備を図っている。
---------------------------------	---

【妥当性の評価と改善の方法等】

項目	判定	判定の説明や課題	改善の方法
行政関与の妥当性 【市が実施すべき事務事業ですか。市民・企業等での実施可能性はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	法律の規定により民間(市民・企業)等には該当しない事業であり、福祉事務所業務として規定。	
目的の妥当性 【社会経済情勢や市民ニーズの変化などから、設定した対象や意図は妥当ですか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	より深刻化する児童虐待問題や、ひとり親家庭等家族形態の多様化による福祉的援助相談に対応。	
手段の妥当性 【現在の手段は適切ですか。もっと効率的で有効な手法はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	年々増加・複雑化する相談に相談員1名体制は対応が難しい。	関係機関との連携はもとより将来的に相談員2名体制をとり、相談体制の強化を図る。(次世代育成支援対策推進行動計画)
受益者負担の妥当性 【受益者負担の適正化の余地はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入) 該当しない	相談指導業務のため受益者負担になじまない。	

【有効性と効率性の評価と改善の方法】

項目	判定	判定の説明や課題	改善の方法
有効性の評価 【意図した成果は上がっていますか】	十分成果が上がっている 概ね成果が上がっている あまり成果が上がっていない 成果が上がっていない	相談支援業務の性格上、数字での成果は見えないが、相談員の継続的雇用により関係機関との連携や人間関係ができており地域に根ざした相談活動になっている。	家庭児童を取り巻く社会情勢の変化に対応するため、また相談員の専門的知識の向上のため、積極的に研修・講習会への参加に努める。
効率性の評価 【手法は効率的ですか。コスト削減の方法はありませんか】	十分効率的 概ね効率的 やや非効率 かなり非効率	コストのほとんどは相談員の人件費である	子どもの窓口の一本化を含め、青少年課の相談窓口との見直し検討を行い、相談体制強化を図る。

【事務事業担当部局内優先度】

部局で所管するすべての事務事業の中で、この事務事業の位置づけはどの程度ですか

A B C

4 総合判定と今後の方向性

【1次評価】	判定	今後の方向性や改善方法など
事務事業担当部局の総合判定 【上記3の評価と改善を踏まえ、今後の方向性についての総合判定と改善方法を記入】	拡大・重点化する 現状のまま継続する 見直しの上で継続する 統合する(検討含む) 縮小する(検討含む) 廃止・休止する(検討含む) 終了	児童虐待防止法、児童福祉法、DV保護法の改正により、市町村の児童相談や問題対応への果たす役割が大きくなり緊急に体制整備が必要なことから、子どもの窓口の一本化を含め、青少年課等関連相談窓口と統合を含め見直し検討を行い、市民からもより分りやすい体制をとり、相談体制の強化を図る。
【2次評価】	判定	今後の方向性等
行財政構造改革推進本部の総合判定	拡大・重点化する 現状のまま継続する 見直しの上で継続する 統合する(検討含む) 縮小する(検討含む) 廃止・休止する(検討含む) 終了	市民にとって分かりやすく、相談しやすいと思われる子どもの相談窓口の一本化について、青少年課等関連部署と今後検討していくこと。